

平成26年5月臨時教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成26年5月13日(火) 三好市教育委員会1F 中会議室

開会 午後14時00分

閉会 午後14時30分

(2) 出席委員の氏名

委員長	小松 正	委員長職務代理者	森本 久美子
委員	前川 順子	委員	谷 敏司
教育長	倉本 淳一		

(3) 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

教育次長	松丸 忠仁
学校教育課長	東口 栄二
生涯学習・スポーツ振興課長	鈴木 良英
文化財課長	中岡 久雄
教育指導主事	喜多 雅文

▼傍聴人

0名

(4) 議事録署名者の指名

森本 久美子委員

(5) 教育委員会議事

◆小松委員長

本日の出席委員は5名であります。定足数を満たしておりますので、只今から平成26年教育委員会5月臨時委員会を開催します。本日の議事は、お手元に配布しました議事日程の通りになります。

初めに議事録署名者を決定します。署名者は森本委員にお願いしたいと思います。それでは議案に移ります。

【議題】

第10号議案 教育長の任命について

第11号議案 三好市立学校設置条例及び三好市立幼稚園設置条例の一部改正について

第12号議案 平成27年度使用小学校教科用図書採択協議会委員の承認について

◆小松委員長

議案第10号“教育長の任命について”を議題といたします。

最初に、倉本委員の退席を求めます。

(倉本委員退室)

それでは私のほうから、提案理由の説明をいたします。

教育長の職につきましては、“「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第16条第2項」の規定により、教育委員会の委員である者のうちから教育委員会が任命すること”となっております。

今回、教育長として倉本淳一氏を任命したいとするものであります。倉本委員は、昭和38年3月に徳島大学をご卒業後、山城町立大野中学校に奉職され、平成3年4月からは東祖谷山村立名頃小学校に学校長として就任、平成5年4月から徳島県教育委員会に勤務、平成9年から2年間を徳島県教育委員会教育次長に就任、平成13年3月に池田中学校長を最後に退職され、平成17年7月からは池田町教育委員会教育長、平成18年5月からは三好市教育委員会教育長として、三好市の教育行政にご尽力をいただいているところでございます。

なお、今回の任命による教育長の任期は平成26年5月13日から平成30年5月12日であります。以上で提案説明といたします。

これから質疑を行います。この件について質問はございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

以上で質疑を終わります。

それではお諮りいたします。議案第10号、教育長の任命については、原案の通り決定することにご異議ありませんか。

◆委員一同

異議ありません。

◆小松委員長

ご異議なしと認めます。本案は原案の通り、承認いたします。

倉本委員の退席を解除いたします。

(倉本委員入室)

◆小松委員長

只今の審議の結果、倉本委員を三好市教育委員会教育長に任命することに決定いたしました。

倉本教育長に就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

◆倉本教育長

教育長に選任していただき、ありがとうございます。身の引き締まる思いをいたしています。元より浅学非才のうえ高齢でもありますので、委員の皆様にもますますのお力添えがなければ教育長という重責を果たしていきけません。皆様のご指導ご鞭撻をよろしく願いをいたしまして、ご挨拶に代えさせていただきますと存じます。

◆小松委員長

それでは、議事のほうを進めさせていただきます。次に議案第11号“三好市立学校設置条例及び三好市立幼稚園設置条例の一部改正について”を議題といたします。関係部局より説明をお願いします。

◆東口課長

学校教育課の東口です。よろしくお願いたします。

それでは4ページをご覧ください。議案第11号“三好市立学校設置条例及び三好市立幼稚園設置条例の一部改正について”ですが、6月の議会にこの条例改正(案)を提出したいと思っております。5ページに小学校設置条例の新旧表、6ページは幼稚園の新旧表になります。

条例改正の理由といたしまして、7ページにある佐野地区自治会から自治会長連名で“平成24年度から休校となっている佐野小学校の有効活用を下記次項の条件で促進することについて要望します。”との要望書が出されたことによります。条件は“1. 佐野小学校を2の条件で早期に廃校すること”、“2. 廃校に際しては、現状佐野小学校が有している機能及び地域住民が利用している(災害時の避難場所・地域住民の運動会・防災訓練等)機能の維持を図ること”となっております。これは4月26日に市長と教育長にそれぞれ、この書類が提出されました。市長部局のほうも回議し、すでに決済が下りております。

これにつきまして、業者から地域振興課のほうへ、休校している佐野小学校を活用したいと申込書が出ております。事業内容は物流関係で、アパレルやスポーツ用品などを取り扱っている業者が、佐野小学校を拠点として物流する。物流スタッフやカスタマーセンターの電話対応のパート職として地元住民の雇用も計画されております。地元も佐野小学校を活用したいとのことで、今回の臨時委員会に条例改正(案)をかけさせていただきました。

◆小松委員長

今説明がありましたけれども、どうでしょうか。質疑ございませんか。

◆倉本教育長

従来、統合や休廃校については、地元の意向を充分尊重して行うという形をとっております。今回は、佐野地区の自治会長さんたちの連名で要望書を提出していただいておりますので、地元の要望に沿って進めてもよいと思います。

◆谷委員

これは全自治会なのでしょうか。

◆東口課長

はい。佐野地区の全自治会になります。

◆小松委員長

私からも1つよろしいのでしょうか。“現状佐野小学校が有している機能”とありますが、どういうことなのでしょう。次の箇所には“地域住民が利用している（災害時の避難場所・地域住民の運動会・防災訓練等）機能”とはありますが、“佐野小学校が有している機能”というものは何に当たるのですか。

◆倉本教育長

“佐野小学校が有している機能”というのは、例えば災害時の避難場所になります。

◆小松委員長

つまり“地域住民の利用している機能”と殆ど同じになるわけですね。

◆東口課長

“及び”で結んでおりますが、同じような機能となっていると思います。

◆小松委員長

他に質疑はございませんか。

◆前川委員

物流業者やアパレルが入るということですが、校舎を使用するということでしょうか。

◆東口課長

校舎で物流を管理することになります。

◆松丸次長

校舎や体育館を使用するようです。

◆前川委員

地域住民が校舎を利用する場合の差支えにはならないのでしょうか。

◆松丸次長

校舎は現在、地域でほとんど使用してはいませんので、問題はないと思われます。

◆前川委員

運動会・防災訓練は運動場を使用すると思いますが、災害時の避難場所として利用する際にはどうでしょうか。

◆東口課長

災害時に使用するところは、佐野小学校の体育館がメインになります。

業者が活用する予定の部分としては、校舎の一部と屋内体育館にグラウンドの一部と計画書には出ています。要望書にあります“地域住民の利用している機能の維持”については、地域住民が活用できる体制を十分に整えることを条件として業者側に貸し出しすることとなっております。

◆森本委員

アパレル業者への貸し出しについて、期限は決まっているのでしょうか。

◆東口課長

業者が提出した申込書には期限などは記述されておられません。しかし、事業が拡大すればセカンドステージとして、地域物産を使用した健康食品を取り扱うネットショップの立ち上げや地域経済の活性化を図りたいという長期的な計画も出されております。

◆倉本教育長

先日、地元住民への説明会がありました。それを受けて地元の方も了解をされています。現在、佐野小学校は休校中ですが、廃校した後の活用については管財課が企業と協議いたしますので、教育委員会へ情報が入りにくい状況です。

先ほども申しました通り、地元の方は了解をしているということなので、その点は問題ないと思われまます。

◆小松委員長

他に何かございませんか。本件を原案の通り決定することにご異議はありますか。

◆委員一同

異議ありません。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第11号“三好市立学校設置条例及び三好市立幼稚園設置条例の一部改正について”は原案の通り承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第12号“平成27年度使用小学校教科用図書採択協議会委員の承認について”を議題といたします。関係部局からの説明をお願いします。

◆東口課長

学校教育課、東口です。8ページをご参照ください。議案第12号“平成27年度使用小学校教科用図書採択協議会委員の委嘱について”ですが、“三好採択地区義務教育諸学校教科書採択協議会規約第1条及び第2条の規定”によって、9ページに記載している方々を委嘱できますよう、お伺いいたします。

10ページから12ページにかけて教科用図書採択に伴う資料を載せております。この教科用図書採択については、4年に1度、採択協議会を開き、三好地区の義務教育に使用する教科用図書を採択することになっています。

規約が10ページに記載されておりますが、この規約の第1条・第2条の規定に基づきまして、協議会を構成いたします。

11ページが協議会の基本方針となっております。⑤の情報公開についての方針の通り、

9月1日までは情報公開は出来ないことになっています。そのため9ページの委員の一覧については秘密事項とさせていただきます。個人名などは公表されないよう、お願いいたします。

最後、12ページには採択事務に係る日程を載せております。これも秘密事項となっております。

◆小松委員長

関係部局から説明がありましたが、何か質疑はありませんか。
それでは私から、協議会規約に専門調査委員会を設けるとありますが、この調査員の選定基準などがありますか。恐らく協議会の中で選定してくると思いますが。

◆倉本教育長

調査員の選出は1教科につき3名、そのうち1名に管理職を置くという形になります。それ以外の基準はありません。

◆小松委員長

ここに書かれてはいませんが、前提として、実際に使用される学校教員が調査員に選出されるのですね。

◆倉本教育長

そうですね。一般的に言えばベテランの方を選んでいただいております。

◆小松委員長

その承認については、協議会のなかだけでの承認でいいのでしょうか。

◆倉本教育長

そうなります。

今回、出版社が教科書の内容の一部を手直ししています。古い資料や記述問題などの一部が修正されますが、この次の4年後はおそらく学習指導要領の改訂後になりますので、教科書内容及び指導内容が大きく変わると思います。

◆前川委員

私もはっきりと確認できていないのですが、道徳の教科書ができると聞いたのですが、どうなのでしょう。

◆倉本教育長

道徳は今回の教科用図書採択には入っていません。

◆小松委員長

他に質疑はございませんか。

本件は原案の通り決定することにご異議はありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

では異議なしと認めます。よって議案第12号“平成27年度使用小学校教科用図書採

択協議会委員の承認について”は原案の通り承認することに決定いたしました。

その他について、部局のほうからは何かありませんか。

◆鈴木課長

生涯学習・スポーツ振興課のほうからご報告いたします。

平成24年10月16日に発生した池田総合体育館での昇降錘落下事故についてですが、被害者の方も順調に回復されました。この4月22日をもちまして、被害者の方と三好市との保険関係上の示談が成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

◆小松委員長

この件について、質疑はございませんか。無いようですので他に移ります。他に報告はございませんか。

それでは以上で本日の日程は終了いたしました。これをもちまして平成26年三好市教育委員会5月臨時委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

以上